

第18回鳥取地方裁判所委員会及び第18回
鳥取家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成24年1月16日（月）午後1時30分～午後4時

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

大崎良信（家裁委員），大田原俊輔（地家裁委員），門脇憲彦（家裁委員），
佐藤洋子（家裁委員），竹内いずみ（地裁委員），富田恵子（地裁委員），
奈良 武（地裁委員），西田政弘（家裁委員），橋本良成（地家裁委員），
濱村恵子（家裁委員），林 浩志（地裁委員），松本啓介（地家裁委員），
山上富蔵（地家裁委員），山田 正（地裁委員），山本 徹（地裁委員），
和久田斉（地裁委員）

（事務担当者等）

地家裁：瀧事務局長

地裁：垣屋民事首席書記官，清水民事訟廷管理官

家裁：中宮首席家裁調査官，原田首席書記官，景山次席家裁調査官，田淵訟
廷管理官，津森総務課長，岸田総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) 委員長互選
- (2) テーマ：成年後見の選任と監督について
- (3) 次回開催テーマ等

5 議事

- (1) 新任委員の紹介
- (2) 委員長の互選

橋本委員が地裁委員会及び家裁委員会の各委員長に互選された。

(3) テーマについての意見交換

最高裁判所作成の成年後見手続説明用DVDビデオ「成年後見～利用のしかたと後見人の仕事」を視聴した後、事務担当者から成年後見制度の概要と鳥取家庭裁判所における成年後見制度の利用状況等について説明後、意見交換をした。

意見交換の要旨は別紙のとおり

(4) 次回の開催テーマ等

次回の鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会を合同で開催し、開催日時は平成24年7月18日（水）午後1時30分から2時間程度とする。

テーマは、「裁判員制度について」とする。

以上

(別紙)

テーマ「成年後見の選任と監督について」

〇〇委員 事前配布資料5の中に「原則として、毎週金曜日（祝休日の場合を除く）に申立てを受け付け、その日に担当者が事情をお聞きします」という記載があり、これが何年か前からの鳥取家庭裁判所の取扱いである。つまり、鳥取家庭裁判所では、金曜日しか申立てを受け付けない、他の日は基本的に受け付けをしないというのが原則である。金曜日に集中的に裁判所で申立書の内容を調べて、できればその日のうちに処理を進められるものは進めるということで手続を導入したと聞いている。

そうすると、その日のうちに書類をそろえられない人に対してはどのような対応をしているのか、また、申立て前の事前相談についてはどのような対応をしているのか、その辺りをきちんとしていないと、例えば金曜日にどうしても仕事で来られない人は申立てができないと考えてしまうおそれはないか。また、申立日が制限されるということ自体が普通の裁判の運用からすると例外だと思うので、その辺りの対応をどうしているのかを教えてもらいたい。

事務担当者 金曜日の受付を原則としていることから、予約制という形を取っている。後見の申立てをしたいという相談があった段階でこの点について事前に説明もしている。また、どうしても金曜日には来庁できない、又は申立書を提出することができないという事情等があれば金曜日でなくてもよいという説明もしている。したがって、金曜日でないという対応をしているということではない。

それから、申立書等を持って来たものの、書類等が不足している

ものについては、後日不足している書類等を送るよう説明している。

〇〇委員 基本的には家庭裁判所の調査官が主に成年後見を担当しており、その調査官が待機して対応できる日ということで金曜日になっていると聞いている。週1回で金曜日だとされてしまうと、金曜日に来れない人は申立てができないのではないかとと思われることもあるし、他の日でも申立てができるということは、書面に書かれていない。調査官が非常に忙しいということはよく分かるものの、これから後見事件が増えたり、後見ということが必要になったりしたときに、裁判所の調査官の都合で、週1日しか基本は駄目ですというスタンスでよいのか、週1回というのは全国的に一般的なのか、その辺りを教えていただきたい。

事務担当者 金曜日以外の日でも構いませんという文言を書面に入れる方向で改善すべく検討したい。金曜日だけに限るという趣旨ではないということは、先ほど説明したとおり、申立てをする人に説明している。この点について、金曜日でないと受け付けられなかったというような意見が来庁者からあったということは無い。

裁判所の受付手続を具体的に説明すると、毎週金曜日、申立書の提出があった段階で申立人あるいは後見人候補者に成年後見人になった場合の仕事と責任に関するDVDを見せる。その間に受付担当者が受付手続をして書類がそろっているかどうか確認する。その上で、調査官又は成年後見制度について研修を受けた参与員が本人あるいは申立人や後見人候補者から申立ての動機や本人の状況等について事情を聞くということになる。

〇〇委員 金曜日に申立てを受け付けるという取扱いは調停を開廷している曜日との関係があると思われる。

すなわち、まず金曜日は調停期日の件数が比較的少ない。

次に、参与員については実際のところ調停委員と兼務していることも多く、調停期日と重なったりすると、同時に立ち会うことができない。したがって、かなりの時間をかけて立ち会わないといけないようなものについては、調停の件数の少ない曜日に、その日は後見の方に力を入れようということにしないとうまく回らないというところもあるかと思われる。

しかし、申し立てる人が金曜日はどうしても行けないという場合もあるので、そのときはいつ来るのかということを書いて受け付けている。いずれにしても、できればこの曜日をお願いしたいという部分は、実際に他の仕事とか、期日を開く関係で、一つの目安として決めておかないとうまくいかない。

〇〇委員

私の親族が退院して、長年入院していたから精神的におかしいのか、認知症が進んでいるのか分からなくて、日に日に生活するのに非常に困った。成年後見制度のことを知っていたが、どこに相談に行ったらよいのかまず迷った。もらったパンフレットの裏に地域包括支援センターとあるので、電話をかけて行った。この支援センターは市役所の中にあるが、担当の人がいなくて分からないということで、その人がいないと何も分からないのですかと言ったら、他の人が対応して、裁判所に行ってくださいと言われて、家庭裁判所の3階の窓口に来た。裁判所では、診断書用紙をもらって、まずこれを持って医者のところに行ってくださいということだったので医者のところへ持って行ったところ、幾らたっても返事がないので、診断書どうなっていますかと医者に尋ねたら、今度は同意書をもってきてくださいと言われた。1日のうちにあちこちして大変だったので、申請するのをやめた。後見制度について一番初めにどこに相談に行ったらよいかパンフレットには記載がない。裁判所ということが全く出ていない。このパンフレ

ットはほかのところでもらったパンフレットだが、これにも出ていない。初めに裁判所に行くということであれば、電話を調べて、包括支援センターに行かなくても直接裁判所に行くことができたので、この辺りは非常に不親切だと思う。

委員長

今示されたパンフレットは福祉サービス利用センターの社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が出しているパンフレットで、この裏を見ると、相談窓口として社団法人リーガルサポート鳥取県支部、鳥取県弁護士会、権利擁護センター、これは鳥取県社会福祉士会、成年後見ネットワーク鳥取、成年後見ネットワーク倉吉、成年後見ネットワーク米子という相談窓口になっていて、確かにここには裁判所という表示はない。

今の指摘は、一点目として、パンフレットの記載内容で相談するところは裁判所が中心になるべきではないか、あるいは、まず、家庭裁判所に相談に来るようにという何らかのアナウンスがあってしかるべきではないかということになる。

二点目は、一番初めに一定の手続の流れを説明してもらって、何が必要であるかというところを説明してもらっておけば無駄がないし、あっち行ったりこっち行ったりする必要もないのではないかと、その辺りの説明が不十分ではないかという指摘であろう。

事務担当者

まず、一点目のパンフレットの記載内容について、事前に配布したパンフレットは最高裁判所が作成したパンフレットで、確かに家庭裁判所にお越しく下さいという文言はない。成年後見制度については、これだけ高齢化社会が進んでいる中で、裁判所だけではなくて、自治体にある地域包括支援センター、リーガルサポートという司法書士の関連団体、弁護士会あるいは法テラスなどにおいても広く手続案内をしていて、裁判所でも相談は行うし、裁判所以外でも成年後見に関する

る説明を行うという体制をとっている。

そして、最高裁判所が作成したパンフレット等についても、こういった他の相談窓口等に配布して、成年後見制度について、相談があった場合にはパンフレットを見て説明してください、あるいは、分からなければ家庭裁判所に問い合わせてくださいということの協力依頼をしているところである。

この最高裁判所作成のパンフレットが分かりにくいということがあればその旨の意見を上級庁に伝えていきたい。

次に、二点目の、裁判所に来た人に手続の流れをきちんと説明すべきだという点については、裁判所としても、このパンフレット等のほかにDVDなども見てもらうなどして手続の概要を理解してもらった上で利用するかどうかを決めてもらっており、手続を利用することであれば、参考となる資料や手続の流れについて説明している。

〇〇委員　　今の議論から少し外れるかもしれないが、〇〇委員は包括支援センターに相談に行っているのに、包括支援センターが裁判所に振るというのがそもそも問題のように思う。しかし、実際にそういうことが起こっているので、包括支援センターに後見制度を熟知してもらうなり、運用に慣れてもらうなりして、何らかの働き掛けをする必要があるように思う。

委員長　　最終的には家庭裁判所で手続をしてもらうわけであるから、家庭裁判所に場合によっては尋ねてくれという文言を、このパンフレットのどこかに入れてもいいように思うし、家庭裁判所に来てもらえば、いろいろな説明もして、戸惑うことがなるべく少ないような手当ても可能であろうと思う。したがって、〇〇委員のパンフレットに関する指摘については、何らかの回答ができるようになったら、その段階でまた回答したい。

それから、〇〇委員から指摘があったように、確かに包括支援センターに対する手当でもしなければいけないと同じ意見である。同センターと裁判所の関係は今どうなっているのか。

事務担当者 包括支援センターについては、裁判所と同センターとの間の協議会で意見交換をした際に聞いている範囲にとどまるが、全国で約4,000カ所、包括支援センターが設置されていて、県下にも多数の地域包括支援センターが設置されていると聞いている。

基本的には、高齢者と知的障害者及び精神障害者の対応窓口がある。高齢者に関しては総合相談、支援、権利擁護事業の実施や介護予防のケアマネジメントなどを行っていると言っている。仮に後見の対象になるような本人、つまり被後見人に家族がいない場合には市町村長が申立てをすることもあるので、そういう助言もしているということである。

次に、知的障害者等については、障害者の自立支援法に基づいて障害者相談支援事業を実施しているということである。成年後見制度の利用についての相談等も行っていると聞いている。

また、広報関係では、今日手元に配った成年後見制度のパンフレット、リーフレット、先ほど見てもらったDVDについてそれぞれ可能な部数を支援センターに送って、後見制度の広報に協力してもらっている状況である。

委員長 家庭裁判所と地域包括支援センターとの情報交換、あるいは家庭裁判所から後見についての広報、あるいは、こういうものだからここまでには少なくとも説明してくださいというような何らかの連携はあるのか。

事務担当者 家庭裁判所で家事関係機関との連絡協議会という協議会を必要に応じて実施している。その際を利用して成年後見について共通理解を

深めるように心掛けている。

委員長 例えば、家庭裁判所に地域包括支援センターの担当者に集まってもらって、後見制度についてここまでは少なくとも説明してほしいという講義をするといったことを今までやったことはないのか。

事務担当者 そのようなところまでは行っていないが、できるだけ共通理解、連携を深められるように検討していきたい。

委員長 最高裁判所作成のパンフレットを見て、まず一番初めに気軽に相談できるところは、多分地域包括支援センターだと思う。その窓口がしっかりしてくれないと、その後の手続に入りにくい。せつかく制度はつくったけれども、仏を造って魂を入れないことになりはしないかという指摘であり、非常に重要な指摘だと思う。その辺りは、鳥取だけで決定できることでもないので、今後の課題として受け止めておきたい。

〇〇委員 特に一般の人が申立てするときのことを考えて、いろいろなパンフレットを作成していると思うが、財産関係とか収支内訳表とか、法の建前からいうと、記載して提出しないといけないけれども、収支内訳表について1年分を年額で書いてくださいなどなかなか簡単そうで簡単でないように思う。それから、後見人になった後に、先ほどのビデオにもあったが、財産の管理をしてくださいと、家族と一緒に住んでいて、認知症の父親との食費の分担はどうして分けているのかとか、金銭出納帳を付けて領収書も保管してくださいということになるのだが、その辺りを一体どんなふうアドバイスしているのか。弁護士が関与するときには、本人が施設に入っているということが多く、管理がしやすいのだが、一緒に同居しているようなときに一体どの程度のことまで管理するのかを裁判所で説明するのかを聞きたい。申立てを希望している人もだんだん嫌になって、最後は、もういいかというふ

うにならないかが心配である。その辺りはどうなのか。

〇〇委員

実際、親族が寝たきりになり、後見制度を利用するかどうかといった場面を経験したが、今、書類を見ていたら、ますます申立てをするのが嫌になってきた。自宅で面倒を見ているので、財産をきちんと分けての収支報告書は書けないだろうし、親族関係図については、親族が多数の場合、こんな狭い欄で住所などが書けるのかと考え、本当に後見の申立てをするとなると私は嫌だと思う。どういうことをしたら申立てをしやすくなるのかといえば、申立ての段階でこの書類を全部出さないといけないのかというところがまず一つある。取りあえず何か1通出して、その中で必要ならば追加して出させていくとか、何か創意工夫が必要なのではないか。

それから、パンフレットを見ていると、これはやっぱり啓蒙のパンフレットだと思う。これはこれで意味があるとしても、実際に手続に入っていくときにどうするのか、その問題がすぽっと抜けているのだろうと思う。実務をしていくときには何かもう一つ要るのではないか。

もう一点は、裁判所だけで後見制度をやっているのかという印象を持っている。もっと既存の組織だとかNPO法人とかの支えがあって裁判所が機能していくのだろうと思うが、まず、そういうような何か支えるもので、層を厚くすることを考えないと多分いけないのだろうと思う。特に鳥取県の場合、若手人口がどんどん減っていて、老人化の県として恐らく1番か2番を走る県だろうと思う。そこで何か鳥取方式みたいなものをつくり上げるぐらいの意気込みがあってもよいのではないか。多分担当の書記官も大変だろうから、何かそういうものをつくり上げていって、裁判所がもっと少ない手間で済むようにそれを支える層をつくり上げていくものがあるのもよい。

事務担当者 家庭裁判所としても、できるだけ分かりやすい申立書とか、必要最小限の書類の提出であるとか、そういったものに改善をしてきたという経緯がある。

現状の申立書については、記載例なども用意して、できるだけ書いてもらえるような努力もしているつもりではあるが、これでも分かりにくい、あるいは欄が狭いということがあろうかと思う。実際に、ちょっと分からないということで窓口に来られたり、電話で問い合わせがあったりする。裁判所としても、分からないことがあったら遠慮なく聞いてくださいという言葉が掛けている。何分、最初にも説明したように、本人の財産管理権の制限をしてしまう制度であるという側面もあり、裁判所としても、本当に後見を開始していい事案か、判断能力が無いと認定していいのかどうなのかというところを慎重に判断する必要がある。そのために、やはり診断書等の必要な書類はそろえてもらう必要があるし、本人の財産状況、あるいは、本人にどれだけの収入と支出があるかという収支の内訳についても、後見人等が具体的に幾らの財産を管理することになるのかという観点や、後見人等が自分のために本人の財産を使ったりして不正をすることがないように、プラスになっていく財産の金額あるいはマイナスになっていく財産の金額はどの程度なのかという点を裁判所としても事前に確認するために、財産目録であるとか収支内訳表を提出してもらい、その点を十分把握した上で、だれを後見人にすべきかを判断するとともに、後見監督のための一つの資料にしているという側面もある。全国的にどの裁判所でも収支内訳表とか財産目録については、申立ての段階で提出してもらおうという実情にある。分かりにくい点があったら、意見をもらって改善できるところは改善していきたい。

委員長 パンフレットには書いていないが、分かる範囲で書いてください、

あとは裁判所に相談してくださいと、こういう考えでいいのか。そうすると、パンフレットにそれらしいことを書くのも一つの考え方かもしれない。

それから、さっき地域包括支援センターというのが出てきたが、他の組織との連携を保って、例えばどんなことが想定されるのか。〇〇委員に改めて聞きたい。

〇〇委員 高齢者の生活をどう面倒見るかというときに、多分、人は後見から物事を考えていないはずである。本人の生活や世話をどう面倒見るかが先で、それでお金をどうしているのというのは最後のところに出てくる。これからは分からないが、恐らく今の時点だと家族のだれかが面倒見ている状況がほとんどだと思う。施設に入っているというのはそんなに多くないと見ている。つまり、家族が一番面倒見ている。そういう人たちがもっと行きやすいところにするよう、後見制度について理解させるのが一つだと思う。

それから、もう一つは、専門に扱うNPO法人を立ち上げるべきだと思う。つまり、今、出産後の幼稚園ぐらいまでの子育てママを支援するNPO法人はかなりあちこちで立ち上がっているが、同じようなNPO法人を立ち上げて、そこでやっていくということだと思う。

また、多分、監督の在り方も破産管財人の監督とかとは意味が違ってきているはずである。つまり、感情が入っている部分があるので、それは法律がやや苦手とするところだと思う。それをつくるのがNPO法人だと思う。

委員長 この点については、今のところは裁判所で回答できるというような内容ではないが、意見として受け止めたい。

〇〇委員 先ほどの関連の機関の中で名前が挙がった中で、成年後見ネットワークというのが鳥取・倉吉・米子にそれぞれできていて、そのうち

倉吉は法人格を取っており、鳥取もいずれ法人格を取っていこうという流れになっている。NPOという形にするか一般社団法人にするか、法人格の取り方というのを今どういう議論しているのか把握していないが、機能としては、今〇〇委員の発言内容を担おうということで、いろいろな活動をしている。

後見の申立ての動機については、一番多いのが財産管理処分で、全国と鳥取も同じであるが、多分この内容は、認知症の高齢者の財産を親族が見ていて、その見ている親族がどうも問題があるのではないかと、親族同士でこの人に管理させておいてよいのかというようなケースがかなり含まれているのではないかと思う。そういう相談を結構受ける。そういうときというのは、親族同士、つまり後見人の候補者の中での争いになるというケースが多い。こういうケースは、大抵親族の同意書は取れないし、場合によっては、片方の側は診断書を書いてもらうのに、本人を病院に連れていくことも妨害されてできないということがあって、申立てをしようとしても、非常に困難だということがあるのでないかと思う。

また、後見人になっている3分の1ぐらいが弁護士とか司法書士とか社会福祉士という割合になっているということで、後見人の候補者の中での争いになるというケースと多分関連があるのではないかと考えている。

一方、全員から同意書を簡単に取れるというケース以外のものについては、実は余り裁判所で教えてくれないということがあって、その場合は弁護士のところに行けと言っているのか、何か教示をしているのかと思っていて、その辺りの裁判所の窓口対応を教えてもらえないか。

事務担当者 まず、財産管理処分の点であるが、確かに多くなっている。これ

はもちろん親族間にトラブルがあって、対立しているというケースも中には含まれているかもしれない。ただ、大半は預貯金を下ろしたい、例えば本人を施設に入所させたいが、そのための入所費用がないので、預貯金を下ろそうと銀行に行ったら成年後見制度を利用して後見人を付けて来なさいと言われたというようなものが大半だろうと認識している。

それから、もう一つは、親族間のトラブルがある案件については、同意書等が取れないケースも多々ある。同意書については、取れる場合だけで結構ですと説明しているし、「親族同意書について」という説明文書にも「親族が遠方にいたり、これまでの経緯から同意を得るのが難しいといった事情がある場合には、申立時に同意書を提出していただかなくてもけっこうです」と書いてあるとおりである。

それで、そういった人が窓口に来たときの対応として、親族間のトラブルがある場合は弁護士のところにご相談に行きなさいという説明を必ずしもやっているわけではない。むしろ同意書が無くてもいいです、その辺りのことは裁判所で調べますからと説明しているのが実情である。

弁護士に行ってくださいと説明する場合といえば、それを超えて親族間で例えば裁判をすることを考えているとか、あるいは、窓口に来た人から弁護士に相談に行きたいと思っているというような言葉があったときには、弁護士に相談するのも一つの方法ですと、あるいは、そういった相談に乗ってもらっている弁護士がいれば、その方に後見人等候補者になっていただくということも十分考えられますということを説明して、検討を促すことは多々ある。

〇〇委員

私は認知症の病棟の担当をしていて、そういったときに後見制度で困ることがあるので、その辺りから意見を述べる。

認知症の病棟に患者が入院する場合は、認知機能が相当低下しているもので、本人の意思で入院するという事は非常に少ない。入院する人の中に後見人が付いているケースでいえば、後見人の役割として契約の代理というのがあり、入院のときの同意者に後見人になるが、いったん入院したあとは、高齢のため病状がいろいろ悪いほうに変化することがあって、転院して検査してもらいたいとか、転院して積極的な治療を受けられるのか、家族と相談して決めることになる。そのようなケースで後見人が付いている場合、私どもは医療上の役割は無いのでということをする後見人が多く、入り口では同意するけれども、実際の命にかかわるような問題になると方針が相談できないというようなことが起こる。これを解決する良い方法が何かあるのかという問題と、法的に不備なのかという辺りの意見を聞かせてほしい。

〇〇委員　これは、成年後見制度改正の関係で何回か議論が過去になされている問題である。成年後見人には医療同意権はないということが政府の方針で、医療同意権を与えるにはまだ時期が早いので、今後検討を重ねて今後の課題ということで、そのまま止まっている。現状では、どうすればいいのかというと、医療上の緊急行為、緊急避難の形で、真に迫った医療上の必要性がある場合は医師が緊急医療行為として行った場合には、その治療行為についての違法性は阻却される。身体を侵襲するのに違法なのではないかということについては、それで正当な業務であるという形で認めてきたというのが今の厚生労働省側の公式見解で、そこからは止まっている。弁護士 노력の中で、それだと成年後見をやっていて非常に困るので同意権を付けてほしい、医療機関からも、いろいろ困るから同意権を付けてほしいという議論もあって、この数年、特にこの2年ぐらいでかなりその点は検討している。ただし、逆に障害者の権利条約という観点からすると入れるべきでは

ないという強い障害者団体側の意見もあって、まだ検討としては続くという形になっているのが今の議論状況である。

〇〇委員 主治医が判断して医療行為をやるかどうか、それについては、今、〇〇委員の発言内容をもう少し拡大解釈すればできるかもしれないが、転院をして積極的な治療を行うとか検査を行うとか、むしろそういうことのほうが多い。それが進まない。

委員長 確かにかなりの隘路がありそうに思うが、これも今、裁判所として答えられるような内容でもなさそうなので、問題提起として受け止めたい。

事務担当者 医療同意の関係で、少し他の都府県の例を紹介すると、複数の専門家等により構成する委員会を設けて、判断する能力を有しない人に対して医療行為を行うことが妥当かどうかを審査した上で、成年後見人等の同意がなくとも当該医療行為を行っているところがあるという紹介を受けているので、一つの参考になるかと思う。

〇〇委員 それは認知症を想定した委員会かどうかははっきりしないが、認知症や認知症でない人も含めた治療を進めるに当たって、本人や家族の判断が得られないときに、病院の中で複数の者で議論して、日本の医療水準に沿ったような判断をするという委員会ではないかと思う。

私が今話しているのは、後見人がいて、入院の同意については後見人が最優先なので、家族がいても同意できないという、もし後見人が付いていると、毎日世話をしている家族がいても、入院の同意者になれない法律の仕組みになっているので、複雑というか、柔軟性がないところがあるということである。

委員長 身上監護と後見は別物ということが前提であるが、身上監護の点についてある程度認識がないと後見はできないというのは多々あるわけで、その辺りは先ほど〇〇委員からの指摘のとおりかなり微妙な問

題であるし、線引きが簡単にできないように思う。

〇〇委員

病院の中には家族がいない入院患者や家族がいても疎遠になっていて、誰にも頼る人がいないという場合に、何件か後見制度を利用して財産管理をしてもらったりとか、あと転院の相談に乗ってもらったりということをした。現状では、後見制度の相談が増えてきて、当院では相談支援センターのメディカルソーシャルワーカーが対応しているが、月に多いときで三、四件の相談が寄せられるということで、最近でも四、五件の後見制度の利用者がある。

今日、資料を見たら、大体一、二か月で審理が終わっているということだが、こちらの印象では、三、四か月かかって、ちょっと審理期間が長いという印象があったけれども、今日、説明を聞いてそうでもないのだというのが分かった。

あとは、診断してもらうのに鑑定料が高いのではないかという、メディカルソーシャルワーカーの意見であった。

また、四親等内の親族がいない場合に市町村長が申立てをする場合があるが、そういうときにスムーズに申立てをしてもらえないという場合があって、病院の中で困るというケースがあるということであった。ただ、この制度自体がとてもありがたくて、身内がいない人がどんどん増えて、独居の人も多いので、この制度で助かっているというところがあるという意見であった。

事務担当者

鑑定について説明する。

申立ての段階で申立書に添付する書類として、主治医が作成した診断書を提出してもらっている。診断書は必ず提出してもらうものであるが、裁判所としては、後見を開始するかどうかについて診断書のみで判断するわけではない。申立人あるいは後見人等候補者から事情を聞いた結果や、あるいは裁判所の職員が直接本人に会いに行って状

況を見て、後見人等を開始するかどうかを総合的に判断するという手続になっている。

その過程で、裁判所で確認したけれども、例えば後見の事案なのか、判断能力が軽い保佐の段階なのか、あるいは補助の段階なのかということで判断に迷うケースもある。そういった場合に精神科医等に鑑定をしてもらって、鑑定結果を基に最終的に判断をする手続をとっている。したがって、全件について鑑定を行っているわけではないが、鑑定が必要となるケースについては鑑定を行っていて、その費用として幾らか鑑定料が必要になるケースがある。全国、鳥取とも、大体5万円以下の鑑定料がかかっている状況にあるが、鑑定するケースはかなり少ないだろうと思っている。

次に、市町村長申立てについて、スムーズな申立てができていないということであるが、市町村長申立てについては、当然市町村においていろいろと要件があるようだ。本人の収入や財産状況、あるいは親族、家族の収入状況などをいろいろと調査して、本当に市町村長の申立てが必要なケースに限って申立てをするという状況になっているようだ。市町村としては予算的な兼ね合いも考えてのことだろうと思っているが、市町村長申立てがスムーズでないという要望があったことは機会を通じて裁判所からも意見交換の場で伝えたい。

〇〇委員

今度は後見人になった側からの問題であるが、先ほどのビデオでもあったように、後見人はひたすら監督されているというイメージを持たれている。そういう財産目録をすぐに作成して、あと家計表とか収支関係を作成して提出しないとイケない。大体年に1回だとは思いますが、それを定期的に出さないといけないということで、そもそも申立てをするときも大変なのに、それをずっと続けなくてはイケない。当初申立てをするときには、相続放棄したいとか、騙されたから訴える

のに後見人を付けないと取り返せないとか何か理由があるとしても、そういうのが済んでしまっても、今度は辞任ができなくて、やめさせてくれないということで、延々と毎年裁判所に報告し続けるのかということになる。また、その書き方はよく分からないし、何か間違えたら怒られるイメージが非常に強いと思って、何かその辺りは、結局申立てをする側と後見人に付く側というのは大体同じだとすると、非常に申立てをしたくない方向に、あるいは後見人をやめようかという方向に働くような気がして、何かその辺りのもう少しやさしい対応とかいうのを裁判所が考えていないのか。成年後見ネットワークでは、その辺りもなるべく援助しようという話はしているが、非常に裁判所の対応が厳しいという話は聞いているので、実際のところどうなのかということで、裁判所の認識を教えてほしい。

事務担当者 確かに後見人になった人については、財産の調査及び目録の作成というのが民法の条文上で後見人の事務として定められている。「後見人は、遅滞なく被後見人の財産の調査に着手し、一箇月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならない。」というのが民法853条にある規定である。こういったこともあって申立てをする段階でも大変だったけれども、後見人になったら、更にずっとその大変さが続くのではないかという指摘だと思う。

ただ、裁判所としても後見人に不正があった場合、裁判所の監督がどうだったのかというところを、国民からは厳しく見られている面もあるので、その辺りを踏まえ不正がないように定期的に資料を提出してもらっている。

なお、仕事の内容が分かりにくいという負担を軽くするという目的もあって、近々、後見人になった人を対象に、後見人の職務説明会を裁判所で定期的を開催することを予定していて、その中で新しく後見

人になった人について、ビデオを見てもらうなどして、視覚等にも訴えながら、後見事務をより深く理解してもらうような工夫もやっていきたいと考えている。

委員長

先ほどビデオにもあったように、後見人は正当な理由がなければ辞任できない。〇〇委員の指摘は報酬にも絡むことなのかとも思われる。すなわち、初めは必要があって後見を開始すると、その事務は必要性がなくなったその後も、場合によっては亡くなるまで定期的に義務を課せられて、しかも監督を受けるという立場にある。それが果たして割に合っているのだろうかという問題提起ではないかと思ったが、一定の年限がたって問題が無くなっているときに、裁判所で何らかの監督を緩めるというのは制度的に可能か。

事務担当者

監督については、ケース・バイ・ケースである。基本的には後見人になってもらう人であるので、裁判所が選任する段階できちんと後見事務ができる方を選任しているつもりであるから、そういった人が不正をするということは基本的にはないと思っているが、中には新聞に大きく取り上げられるような不正事案もないわけではない。したがって、各事案を見ながら、例えば不正の兆候が表れている、あるいは親族の人から、後見人の後見事務に問題がありそうだとか、そういった情報が寄せられた場合には、裁判所としても直ちに対応しなければいけないが、普段きちっとやっていることが定期的な報告等で分かる事案等について裁判所から照会する間隔を緩めるということは、ケースによっては裁判官の判断でやっていくということもあろうかと思う。

〇〇委員

専門家としては、ペイしない事件であってもチームワークを組んで対応していくという共通認識ができている人が引き受けているという実情にあると思う。

これに対して、親族が後見人となる場合には報酬をもらいづら

い一方で，監督だけは細かくされるという立場にあるということ
を理解していただきたい。

委員長

趣旨を了解した。